

さくら薬局について

当薬局は、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。

- 調剤基本料 2
 - 後発医薬品調剤体制加算 3
 - 医療DX推進体制整備加算
 - 連携強化加算
 - 特定薬剤管理指導加算 2
 - かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料
 - 在宅薬学総合体制加算 1
- ※当薬局では、医療DX推進体制を活用し調剤を行います。

◆ 当薬局は、どちらの病院・診療所の処方箋でも受け付けています。
薬の在庫のない場合は、取り寄せて調剤いたします。

◆ 保険調剤に係る医薬品以外の医薬品に関するものも含め、患者ごとに服用薬剤の種類や経過などを記録した「薬剤服用歴」を作成し、調剤の都度、取り扱いの注意・薬によるアレルギー・副作用の有無を確認するとともに、また複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬同士の重複や相互作用の有無をチェックしています。

◆ 医師の指示がある場合は、在宅で療養をされている患者宅を訪問して服薬指導等を行います。

◆ 時間外加算等について

下記の営業時間以外において調剤を行った場合は、所定の時間外加算・休日加算・深夜加算が加算されます。

営業時間	月～土曜日（祝日除く） 9時00分～18時00分
営業時間外の相談対応連絡先	072-230-0502

◆ 夜間・休日等加算の対象となる曜日・時間帯について

19時（土曜日は13時）から8時までの間と年末年始（12月29日から1月3日まで）は夜間・休日等加算が加算されます。

◆ 取扱い公費負担医療について

- 健康保険法、●労働者災害補償保険法、●生活保護法、●戦傷病者特別援護法
- 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律（一般疾病医療費）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、●障害者総合支援法
- 肝炎治療特別促進事業、●児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援
- 児童福祉法の措置等に係る医療の給付、●難病の患者に対する医療等に関する法律
- 石綿による健康被害の救済に関する法律、●中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
- 特定疾患治療費、●先天性血液凝固因子障害等治療費、●水俣病総合対策費の国庫補助による療養費及び研究治療費、●茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱による医療費及びメチル水銀の健康被害による治療研究費

◆ 療養の給付と直接関係ないサービスについて

- 在宅医療に係る交通費、●禁煙補助剤の調剤（治療以外）
- 患者への調剤した医薬品の持参・郵送料、●文書等発行料（一例：領収金額証明書 100円）

個別の調剤報酬の算定項目の分かる

明細書の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方につきましても、明細書を無料で発行いたします。

明細書には、使用した薬剤の名称等が記載されるものですので、その点、御理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口までその旨お申し出下さい。



さくら薬局

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

サービスをご利用の皆様へ

(介護保険)

◎ 当事業者の介護保険に関する取り扱いは以下のとおりです。

1. 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

2. 営業日および営業時間

月曜～土曜 9時～18時

日曜・祝日 休み

※なお緊急時は上記の限りではありません。

3. 利用料金

1 割負担の方

単一建物居住者が1人 518円/回

単一建物居住者が2人～9人 379円/回

上記以外の場合 342円/回

2 割負担の方

単一建物居住者が1人 1036円/回


単一建物居住者が2人～9人 758円/回

上記以外の場合 684円/回

※特別な薬剤の管理が必要な方は、上記金額に、1割負担の方は100円、2割負担の方は200円が加算されます。

大阪府知事指定介護保険事業所

番号 第2740106816号

 さくら薬局

令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方**を希望される場合は、**特別の料金をお支払いいただきます。**
- この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)
に関する基本的なこと



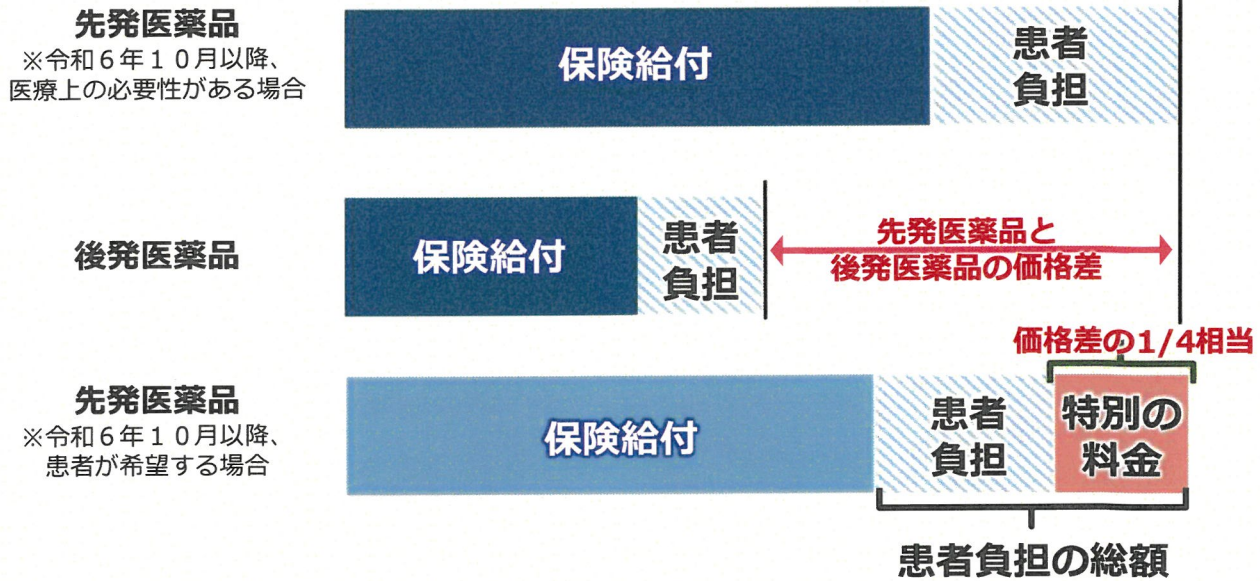
※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

Q&A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うこととなりますか。

A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。